

# 告示

## 埼玉県告示第九百八十七号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

飯能市	令和元年度	地籍図五十枚	双柳第十地区（令和三年	調査を行った成果の調査を行った認定
	令和二年度	地籍簿二冊	大字中山、大字	
			双柳の一部）	
			八月二十五日	